

# 訪問看護ステーション ぽっかぽか 利用料

令和4年6月1日改定

訪問介護（要介護1～5の方） ※特定事業所加算（Ⅱ）が適用されます。

	サービス提供時間		利用料金	自己負担金		サービス提供時間		利用料金	自己負担金
	身体介護	01・Ⅱ	20分未満	1,840円		184円	生活援助	2	20分以上 45分未満
1・Ⅱ		20分以上 30分未満	2,750円	275円	3	45分以上		2,480円	248円
2・Ⅱ		30分以上 1時間未満	4,360円	436円	身体介護から 続く生活援助	20分以上30分未満の身体介護 から続く 20分以上45分未満の生活援助		3,490円	349円
3・Ⅱ		1時間以上 1時間半未満	6,370円	637円		20分以上30分未満の身体介護 から続く 20分以上45分未満の生活援助		5,090円	509円

第一号訪問事業<介護予防訪問介護相当サービス>（要支援1～2の方）

区分	利用料金/月	自己負担金/月
介護予防訪問介護（Ⅰ）週1回程度の利用	11,760円	1,176円
介護予防訪問介護（Ⅱ）週2回程度の利用	23,490円	2,349円
介護予防訪問介護（Ⅲ）週2回程度を超える程度の利用 ※要支援2のみ利用可	37,270円	3,727円

		自己負担金
加算	緊急時訪問介護加算	100円/回
	初回加算	200円/回
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担金総額の13.7%
	介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担金総額の4.2%

※ 上記の自己負担金は、利用料金の1割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担金が2～3割となります。

※ 上記の額は平常時間帯（午前8時～午後6時）の利用料金です。  
要介護1～5の方が他の時間帯でご利用される場合は、下記のとおり増額されます。  
 早朝（午前6時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） …… 25%増額  
 深夜（午後10時～翌午前6時） …… 50%増額

※ 要介護1～5の方に対し、同意を得て訪問介護員2名でサービスを提供する場合は、2名分の料金となります。

※ 介護保険給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。